

国営造成施設等保全・更新円滑化対策事業（新規）

【250（0）百万円】

対策のポイント

これまでに整備された水利施設のストックの保全・更新を円滑に実施するため、土地改良区等による事前積立を促進し、更新整備計画の実施に必要な負担金の平準化を図っていきます。

（長寿命化に配慮した更新整備計画）

基幹的な農業水利施設については、平成19年度から、詳細な施設機能診断調査を行っています。国営造成施設等の更新整備計画の策定に当たっては、この調査結果も加味して、施設の長寿命化などを図ることとしています。

（負担金の平準化）

保全・更新事業は所得の向上が図られるものではないため、事業実施後に負担が集中しないよう、事業実施前、実施中も一定額を積立てることにより、負担の平準化及び年負担額の軽減を図っていきます。

政策目標

ライフサイクルコストに配慮した計画的な施設の保全・更新の実施

<内容>

1. 事前積立の啓発普及のため、優良地区事例資料作成、説明会等の開催経費を支援します。
2. 農家との個別契約による事前積立の実施に取り組もうとする地区における、事前積立の体制整備を支援します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 1：民間団体（公募）、2：土地改良区等
2. 補助率 1：定額
2：受益面積に、次の単価を掛けて得た金額を上限として支援。 (150円/10a)
3. 事業実施期間 平成21年度～平成25年度

【担当】農村振興局水資源課

寺尾・河田（03）3502-6244（直）